

化学物質管理強化月間のリーフレットの送付について

栃木労働基準監督署長より、[令和8年1月13日付け栃労発基0113第1号「化学物質管理強調月間のリーフレットの送付について」](#)をもって、2月は化学物質管理強調月間となることから協会ホームページを通じた周知強化の依頼がありました。

厚生労働省、中央労働災害防止協会を主唱者とする第2回化学物質管理強調月間が令和8年2月1日～28日までの1か月間実施されます。

今年度の化学物質管理強調月間スローガンは、「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」です。

令和4年5月31日に、労働安全衛生規則等の改正が行われ、新たな化学物質規制が導入されました（令和4年厚生労働省令第91号）。

いわゆる「事業者による自律的な管理への転換」ですが、規制対象物質（リスクアセスメント対象物）に対する事業者の義務が強化され、リスクアセスメントの実施とその結果に基づく対策を実施することとされました。

自律的な管理を求められる事業者は業種・規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられています。

リスクアセスメント対象化学物質は、経年的に増加しており、事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント対象物であるかを把握しているか。対象物である場合にリスクアセスメントは実施しているか。等々の確認をお願い致します。

本件に係る詳細な情報は、下記の厚生労働省情報を検索してください。

○ 厚生労働省「[第2回化学物質管理強調月間 開催のお知らせ | ケミガイド](#)」

追記、協会では中災防の「化学物質管理強調月間」関係の用品を1月16日の販売開始から斡旋して参りますのでご活用ください。協会HPの上段に掲載しております。